

令和4年（ワ）第1880号 311子ども甲状腺がん裁判（損害賠償請求事件）

原告 1～6

被告 東京電力ホールディングス株式会社

意見陳述要旨

2022年（令和4年）5月19日

東京地方裁判所民事第32部甲合議B係 御中

原告ら代理人 弁護士 河合 弘之

この裁判を始めるにあたって

「なぜ原告が6人しかいないのか。」

「なぜ提訴まで11年もかかったのか。」

をお話したいと思います。

3. 11 東電福島原発事故以降、約300人の小児甲状腺がんの発症が確認されています。

うち222人が全摘又は片摘手術を受けました。

普通ならこれらの人々が団結して100人超の集団訴訟が起きてもおかしくありません。

しかし患者の人々は完全に分断されています。

お互いの名前も顔も知りません。

福島県は個人情報保護を理由として一切の情報を開示しません。

だから団結や情報交換のしようがないのです。

患者は甲状腺がんに罹ったことを他人に言えません。

知っているのは家族だけであることがほとんどです。

それは、政府と県の広報活動が強力なので、福島県内では復興の気運を妨げるから3. 11 東電福島原発事故被害のことを忘れたい、忘れさせたいという空気が強いからです。

甲状腺がんと原発事故は、因果関係がはっきりしないのだから、そのことを言うべきでないという圧迫的な社会的な空気が強いのです。

その中で原告らは増していく症状、苦しさに耐えかねて11年経ってようやく提訴するに至ったのです。

このことを裁判所においてはよく理解していただきたいと思います。

以上